

令和5年度第7回水巻町農業委員会総会

会議録（概要版）

第7回農業委員会総会

1. 開会日時 令和5年10月10日（月） 午前 10時 5分

2. 閉会日時 令和5年10月10日（月） 午前 10時44分

3. 場 所 水巻町役場 3階 302会議室

4. 出席農業委員

	木寺 敬一郎 会長		嶺 才 三 副会長
1番	小林 修 委員	2番	甲斐 洋子 委員
3番	森田 まゆみ 委員	4番	江藤 喜美雄 委員
6番	竹内 國雄 委員	7番	津田 敏文 委員
8番	小田 尚徳 委員	9番	木原 年廣 委員

出席推進委員

南部 入江 弘委員

5. 出席事務局員

事務局長	大黒 秀一	課長補佐	大辻 直樹
係 員	入江 浩二	係 員	稲田 幸一郎

6. 欠席委員

5番 小田 弘二郎委員 北部 小河 剛委員

7. 会議日程

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議事録署名委員 2名

7番 津田 敏文委員

8番 小田 尚徳委員

(4) 農地法第3条申請について

(5) 農地法第5条申請について

(6) その他事項

ア. 農業委員会だよりについて

イ. 今後の予定について

(6) 閉会

第7回水巻町農業委員会総会

令和5年10月10日
(午前10時5分開会)

- 木寺会長 ; 《挨拶》
本日の出席につきましては、農業委員10名 最適化推進委員1名、定足数に達していますので、ただいまから令和5年度第7回農業委員会総会を開催します。
議題(1) 会議録署名委員の指名についてを議題とします。本総会の会議録署名委員に、7番 津田委員、8番 小田尚徳委員を指名します。
議題(2) の①農地法第3条申請について、を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 ; 《農地法3条-①について説明》
木寺会長 ; それでは地元の農業委員である津田委員からなにか補足がありましたらお願いします。
- 津田委員 ; 地主さんは高齢で作業自体が難しいので立屋敷の田んぼがそういう風に来ているということでこの許可申請はよろしいのではないかと思います。
以上でございます。
- 木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
竹内委員。
- 竹内委員 ; 途中解約する場合はどうしたらいいですか。
- 木寺会長 ; 事務局をお願いします。
- 事務局 ; 今回は3条申請による賃貸借なので途中解約は非常にハードルが高いです。解約する場合は県の許可がいる。前提条件として双方合意がないと解約できない。解約日から半年以上前に合意が成立していることが条件で尚且つ県の許可が必要という非常にハードルが高い賃貸契約になります。どちらかというとならば3条の賃貸借は耕作者を非常に保護する視点で立っているものでして利用権とは違って解約が難しいです。
- 木寺会長 ; 竹内委員、よろしいですか。
- 竹内委員 ; はい。
- 木寺会長 ; 小田委員。
- 小田尚委員 ; なぜこの方は、農地中間管理機構を使わないのでしょうか。
- 事務局 ; 私も利用権のほうが手続きも簡単ですし双方簡単に合意ができれば解約もできるとお話ししましたが、この方が形としてきちんと残して解約についてもこちらの事情ですることはないので、一応5年契約となっておりますがこの3条の賃貸借で登記簿上記載した場合は、双方の反対表明がない限りは継続的

に延長されるという規定があるので永続的に契約を結びたいのと、しっかり形として残したいということで、3条でやりたいと思いますと言われていました。

木寺会長 ; 小田委員。

小田尚委員 ; これは登記をするという事ですね。登記簿上記載と言われましたが、賃貸借契約で登記をするんですか。

事務局 ; 基本的には登記ができるので、本人がどうされるかはわかりませんが登記はできます。

木寺会長 ; よろしいですか、小田委員。

小田尚委員 ; それはわかるんです。追加です。賃料が中間管理機構に比べて基準がかなり低い。だけど中間管理機構に委託したとしても賃料は相対で決めているわけでしょうから中間管理機構にしてもよかったんじゃないかなと思います。そこは近くの方がやられるので入江孝博さんをご存知の方ですし、そのあたりで賃貸借でいだろうというふうに結論づけたんだろうなと思います。ただ、どちらかという中間管理機構を利用したほうがあとあと便利だったと思いますし、農業委員としてはそちらを薦めてあげたほうがいいのかなという気がしました。

木寺会長 ; はい。その他意見があるかたは挙手をお願いします。

ないようなので質疑を終わります。

それでは、採決を行います。

議題 (2) の①農地法第3条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議題 (2) の①農地法第3条申請については、許可することに決しました。

次に、議題 (2) の②農地法第3条申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 ; <農地法第3条-②について説明>

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である津田委員からなにか補足がありましたらお願いします。

津田委員 ; ○○さんの土地ですが、△△さんが長く畑作りをされておりました。実家のほうはトラクターを置くような倉庫もありますし野菜作りも今までと同じような継続だと理解しておりますのでよろしくお願い致します。

木寺会長 ; 続いて、同じく地元の農業委員である嶺副会長からなにか補足がありましたらお願いします。

嶺副会長 ; 津田委員からの説明通りで何の意見もありません。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
ないようなので質疑を終わります。
それでは、採決を行います。
議題(2)の②農地法第3条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議題(2)の②農地法第3条申請については、許可することに決しました。
次にいきます。
議題(2)の③農地法第3条申請について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農地法第3条一③について説明》

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である木原委員からなにか補足がありましたらお願いします。

木原委員 ; ここは田んぼだったんですが数年前に業者が宅地分譲で2反買うという話しがでたんですが、地盤があまりよろしくないから取りやめるということで業者が斡旋して公募していたら〇〇さんが田んぼとして利用するという事でこの話がまとまりました。頃末も宅地がどんどん増えて農地が減っていく中、農地が残るからいいんじゃないかと思います。よろしくお願いします。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
小田委員。

小田尚委員 ; 〇〇さんは、水巻で他に何か耕作されていますか。それとも今回初めて耕作されるんですか。

事務局 ; 今年の5月だったと思いますが、頃末北のほうの住宅地の狭間の小さい畑を購入されまして、そこに作られているか確認していませんが持っておられます。

小田尚委員 ; はい、わかりました。

木寺会長 ; 津田委員。

津田委員 ; トラクターとか機械を置く倉庫というのは水巻にあるんですか。それとも宗像からわざわざ持って来られるんですか。

事務局 ; それは聞いておりません。

木寺会長 ; 宗像の農業委員会からも耕作証明が出ているので農業はされているみたいですね。

小田尚委員 ; されているのはわかっているんですけど、購入されているのは将来的に宅地分譲という話もあったからそういうことも受け止めます。だからどうのという事でもありませんが。

木寺会長 ; 他にご意見があるかたは挙手をお願いします。
ないようなので質疑を終わります。
それでは、採決を行います。
議題 (2) の③農地法第 3 条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議題 (2) の③農地法第 3 条申請については、許可することに決しました。
次にいきます
議題 (3) の①、農地法第 5 条申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 ; <農地法第 5 条申請について説明>

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である江藤委員から説明をお願いします。

江藤委員 ; P9 を開いてください。構造図が明示されておりますが先ほど事務局から説明がありましたように土間コンクリート、いわゆる開発区域と排水路の間、そこも含めてコンクリート舗装をやるということですが、この部分につきましては P6 の凡例にありますようにコンクリートの厚さが 10cm 基礎の砕石が 10 cm と明示されております。その部分がこの構造図にはありませんけれども簡単な構図がありますので省略をされていると考えております。以上の件で先ほど説明がありましたように周囲の用水、排水については全く関係がありません。農地についても然りということでこの件につきましては問題がないということで皆さんの賛同をよろしく願いいたします。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
津田委員。

津田委員 ; P2 の位置図ですが、よくわかりません。拡大されているのも何もわかりません。写真のほうをつけていただいておりますが、住宅地の中に一部田んぼがあるみたいな感じですが隣接地の農地はどんな風になっていきますか。

木寺会長 ; 江藤委員。

江藤委員 ; 周辺に農地はないと話しましたが申し訳ないです。今、津田委員のほうからありましたが、南側については現在稲作状態で、東側については排水路を含めて農地がありますけど縁が切れて現在関係ないということで申し上げました。場所が確かにおっしゃるようなコピーが薄くて場所的なものははっきり確認できないということは私も認めております。場所的に申し上げますと昨年か一昨年に当該地域の北側のほう、排水路を挟んで北側の用地に 5,000 m² 弱の 5 条申請が出まして現在アパートが建っている状況です。
私も先ほどですね、コンクリート舗装の話をちょっとしましたけれども、も

ともとの図面はもう少し綺麗だったんだろうと思いますが、コピーするんで、どうしてもですねこういう具合で、図面が薄くなります。

ですから、できれば提出される分については濃いめに書いていただければ、いやそれでコピーするときには、皆さんがたに、完全に確認できるようになるんじゃないかなと思っております。

それは委員の意見を事務局が指導して業者に伝えていただければと思います。

事務局 ; 確かに非常に見にくい図面になっております。こちらのほうからも注意して濃いめにわかりやすい図面にしてもらいます。

木寺会長 ; 津田委員、よろしいですか。

津田委員 ; はい。

木寺会長 ; その他意見があるかたは挙手をお願いします。

ないようなので質疑を終わります。

それでは、採決を行います。

議題 (3) の①農地法第5条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議題 (3) の①農地法第5条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

次にいきます。

その他を議題といたします。

農業委員会だよりについて事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農業委員会だよりについて説明》

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は、挙手をお願いします。

ないようなので次にいきます

今後の日程等について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《今後の日程等について説明》

木寺会長 ; それでは、全体を通して、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ないようでしたら、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

これもちまして、令和5年度第7回農業委員会総会を閉会いたします。

(午前10時44分閉会)

会議録署名人

7 番

8 番